３．合併の対価
太平洋クラブは、本件吸収合併に際して、吸収合併消滅会社それぞれの更生担保権者、更生債権者及び株主に対し、株式又は金銭その他の財産を交付しない。
４．太平洋クラブの資本金及び資本準備金の額
太平洋クラブは、本件吸収合併にあたり、資本金の額及び準備金を増額しない。
５．権利義務の承継
太平洋クラブは、吸収合併消滅会社の資産、負債等の権利義務の一切を承継する。
６．合併の効力発生日
本件吸収合併の効力が生ずる日は、組織再編日（本件吸収合併並びに本更生計画に基づく減資及び増資の効力発生日をいい、具体的には、更生計画認可決定日から２か月後の応当日（２か月後の応当日がないときは、その月の末日）までの間で、管財人が裁判所の許可を得て定める日をいう。以下同じ。）とする。

第２　合併に伴う内部債権の消滅
別表16記載の太平洋クラブ、太平洋アリエス、太平洋ヒルクレスト、太平洋ティ・ケー・エス及び太平洋トリアス間で相互に保有する一般更生債権は、担保権の目的である債権を除き、合併によりいずれも消滅する。なお、当該担保の目的である債権は、本更生計画に基づき当該債権にかかる担保権（別表13―２）が消滅した時点で消滅する。

第２節　株主の権利変更

第１　更生会社による株式の取得
太平洋クラブ及び太平洋ゴルフサービスは、本章第１節の合併の後、組織再編日をもって、それぞれ自己株式を除く発行済株式を全て無償で取得する。

第２　発行済株式の消却
太平洋クラブ及び太平洋ゴルフサービスは、上記第１に基づく株式の取得と同時に、それぞれが保有する自己株式（上記第１によって取得した株式を含む）を全て消却する。

第３　資本金及び資本準備金の額の減少
１．太平洋クラブ
太平洋クラブは、上記第１及び第２による株式の取得及び消却の後、以下のとおり、資本金及び資本準備金の額を減少させる。
⑴　減少する資本金の額　金40億円
⑵　減少する資本準備金の額　金０円
⑶　効力発生日　組織再編日
２．太平洋ゴルフサービス
太平洋ゴルフサービスは、上記第１及び第２による株式の取得及び消却の後、以下のとおり、資本金及び資本準備金の額を減少させる。
⑴　減少する資本金の額　金5000万円
⑵　減少する資本準備金の額　金０円
⑶　効力発生日　組織再編日

第３節　募集株式の発行

第１　太平洋クラブ
太平洋クラブは、本章第２節による株主の権利変更がその効力を生じた後、次のとおり、新たな払込みを受けて、募集株式を発行する。
⑴　募集株式の種類　普通株式
⑵　募集株式の数　10万株
⑶　募集株式の払込金額　１株あたり金５万円
⑷　増加する資本金及び資本準備金
増加する資本金の額　金25億円
増加する資本準備金の額　金25億円
⑸　募集株式と引換えにする金銭の払込期日　組織再編日
⑹　募集株式の割当て
全部をマルハンに割り当てる。

第２　太平洋ゴルフサービス
太平洋ゴルフサービスは、本章第２節による株主の権利変更がその効力を生じた後、次のとおり、新たな払込みを受けて、募集株式を発行する。
⑴　募集株式の種類　普通株式
⑵　募集株式の数　200株
⑶　募集株式の払込金額　１株あたり金５万円
⑷　増加する資本金及び資本準備金
増加する資本金の額　金1000万円
増加する資本準備金の額　金０円
⑸　募集株式と引換えにする金銭の払込期日　組織再編日
⑹　募集株式の割当て
全部を太平洋クラブに割り当てる。なお、太平洋クラブは、本節第１による募集株式の払込金又は裁判所の許可を得て行うマルハンからの借入金を原資として、募集株式の払込みを行う。

第４節　配当の制限
更生手続中は、株主に対する配当を行わない。

第５節　株式の譲渡
太平洋クラブ及び太平洋ゴルフサービスは、会社法第136条又は第137条の規定による譲渡の承認請求があった場合には、その処置について、管財人の意見を聴かなければならない。この場合に管財人が、その意見を述べるには、裁判所の許可を得なければならない。

第６章　弁済資金の調達方法等

第１節　弁済資金の調達
更生担保権及び一般更生債権の弁済資金は、以下のとおりである。
⑴　事業収益金（手元資金を含む）
⑵　第５章第３節に基づき発行する募集株式の払込金
⑶　裁判所の許可を得て行うマルハンからの借入金

第２節　予想超過収益金の使途
予想超過収益金が生じた場合は、更生計画の遂行上必要な運転資金及び必要設備の投資に充てる。

第３節　共益債権とその弁済方法

第１　支払共益債権
更生会社６社が更生手続開始決定日から平成25年６月30日までに支払った共益債権は、別表17記載のとおりである。

第２　未払共益債権
平成25年６月30日現在の未払共益債権は、別表17記載のとおりである。

第３　共益債権の弁済方法
未払共益債権及び平成25年７月１日から更生手続終結までの間に生ずる共益債権は、事業収益金その他をもって随時弁済する。